

香川地方最低賃金審議会
 第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
 機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和元年10月3日 13時34分～15時40分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1. 金額審議について</p> <p>前回の続きとして、金額提示を求めたところ</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 943円(+28円) 根拠: 高卒初任給との差、地域最賃の状況、船舶との差等を勘案して+28円を提示する。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 941円(+26円) 根拠: 地域最賃に対する優位性を維持したいため。</p> <p>労働者側 第3回提示額 : 940円(+25円) 根拠: 昨年と同じ額で仕方がないが、+25円を提示する。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 935円(+20円) 根拠: ここ最近急激に最賃が上がっている。中小零細企業の事情を見てほしい。賃金が上がるとコストが上がる。本当は上げたくないが、+20円を提示する。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 937円(+22円) 使用者側 第3回提示額 : 937円(+22円) 根拠: 企業にも差があり、なかなかまとまらないため+22円を維持する。</p> <p>使用者側 第4回提示額 : 939円(+24円) 根拠: 零細企業の中でも賃金引上げに対応できる企業とできない企業があり、できない企業が増えてきた。しかしながら、労働者側の主張にも理解できる部分があるため。</p> <p>使用者側 第5回提示額 : 940円(+25円)</p> <p>労使双方の歩み寄りにより、現行最低賃金額(915円)+25円の940円で全会一致により合意に至ったため、最低賃金審議会令6条5項を適用し、香川労働局長あてに答申された。</p>		